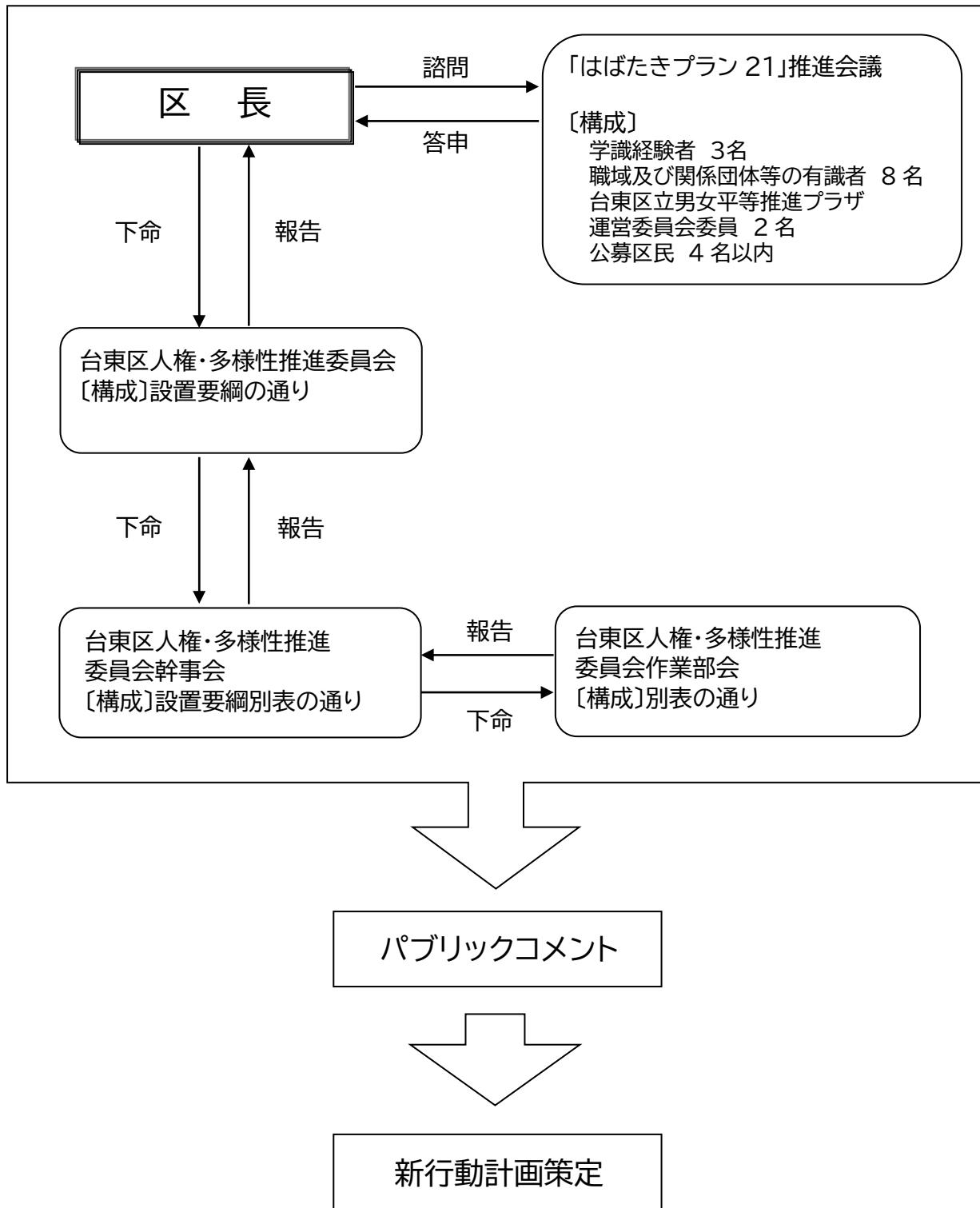


參 考 資 料

参考資料

行動計画策定までの流れ



用語解説

あ行

●SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service) の略で、友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのことをいいます。

●NPO（特定非営利活動法人）

ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称です。

か行

●固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。

「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

さ行

●JKビジネス

児童の性を売り物とする営業の一つ。主として「JK」、すなわち「女子高校生」などの児童を雇い、表向きには性的サービスを行わない健全な営業を装いながら、「裏オプション」等と称し、性的なサービスを客に提供させるものなどをいいます。

●ジェンダー（社会的性別）

人間には生まれついての生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会的又は文化的に形成された「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われているものです。

●ジェンダー主流化

あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むことをいいます。また「ジェンダーと開発（GAD）イニシアティブ」（平成17年3月外務省）においては、開発におけるジェンダー主流化を、「全ての開発政策や施策、事業は男女それぞれに異なる影響を及ぼすという前提に立ち、全ての開発政策、

施策、事業の計画、実施、モニタリング、評価のあらゆる段階で、男女それぞれの開発課題やニーズ、インパクトを明確にしていくプロセス」と定義しています。

●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現することを目的に、平成27年に制定されました。同法では、国や地方公共団体、従業員が301名以上（令和元年6月公布の改正法施行後は101名以上）の民間事業主は女性の活躍に関する状況の把握や課題の分析、情報公表、行動計画の策定が義務付けられています。

●ストーカー

恋愛感情その他の好意の感情やそれが満たされなかつたことに対する怨恨の感情を充足する目的で、相手の意向を無視し、つきまとい等を繰り返す人のことをいいます。

平成12年にストーカー規制法（「ストーカー行為等の規制等に関する法律」）が制定されました。同法では、つきまといや交際の強要など8つの行為を「つきまとい等」として示し、「ストーカー行為」については、同一の者に対してこれらを繰り返すことと定義しています。また、平成28年の改正では、SNSも規制対象となったほか、禁止命令等手続きの見直しや罰則強化、非親告罪化などが盛り込まれました。

●性自認

自分自身の性別を、自分でどのように認識しているかということで「心の性」と言い換えられることもあります。

●性的指向

人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするか表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指します。

●セクシュアル・ハラスメント

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動のことをいいます。

単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者の間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものです。

●セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

平成6（1994）年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれております、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

た行

●多様性

「一人ひとりのちがい」のこと。「多様性」は、年齢、人種や国籍、心身機能、性別、性的指向、性自認、宗教・信条や価値観だけでなく、キャリアや経験、働き方、企業文化、ライフスタイルなど多岐に渡ります。

●デートDV

まだ結婚していない恋人同士の間で、関係が対等でなくなってしまい、どちらかがもう一方を支配しようとしたり、暴力をふるったりして、相手の心や体を傷つけることをいいます。

デートDVには、なぐったり、けったりの暴行で体を傷つける「身体的暴力」、嫌な言葉やおどし、無視などの行為で心を傷つける「精神的暴力」。束ばくして自由をうばう「社会的暴力」、いつもお金を払わせたり、借りたお金を返さなかったり、お金の負担を強いる「経済的暴力」、性的なことを無理強いして、心身を傷つける「性的暴力」などがあります。

●ドメスティック・バイオレンス（DV）

「DV」と略されることが多く、「配偶者や恋人等、親密な関係にある・またはあった相手からの身体的・精神的・経済的・性的暴力」を指します。ドメスティック・バイオレンスを直訳すると、「家庭内の暴力」となり、高齢者や子供などに家庭内でふるう暴力を含めて使用される場合があります。

は行

●配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助、被害者を居住させ保護する施設の利用についての

情報提供その他の援助、保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助を行います。

●パワー・ハラスメント

職権等の権力を背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を指し、就業者の働く関係を悪化させたり、雇用不安を与えるたりする行為のことをいいます。

●ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

社会のあらゆる分野における活動に参画する機会について、性別による格差が生じているとみられる場合に、その格差を改善するために、必要な範囲において、当該機会を積極的に提供することをいいます。

積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています。

男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。

ま行

●マタニティ・ハラスメント

働く女性が妊娠・出産を理由とした解雇・雇止めをされることや、妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的ないやがらせのことをいいます。

●メディア・リテラシー

メディアが伝える様々な情報を、主体的に取捨選択し、客観的に活用する能力のことをいいます。また、メディアを適切に選択し発信する能力のことをいいます。

わ行

●ワーク・ライフ・バランス

（仕事と生活の調和）

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について自ら希望するバランスで展開できる状態のことをいいます。

東京都台東区男女平等推進基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本的施策（第8条—第13条）

第3章 「はばたきプラン21」推進会議等（第14条・第15条）

第4章 雜則（第16条）

付則

日本国憲法は、個人の尊重と法の下の平等をうたっている。また、国際連合は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を昭和54年第34回国連総会において採択し、現在に至るまで、積極的に各国に対し取組を促してきた。こうした動きを受けて、国内においては、平成11年に男女共同参画社会基本法を制定し、また、その後、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律など、関連する法制度の整備も進められている。台東区では、平成12年に男女平等推進行動計画はばたきプラン21を策定し、総合的かつ計画的に施策を進めてきた。

しかしながら、今なお、性別による固定的な役割分担の意識やそれに基づく社会的慣行等多くの課題が残されている。

少子高齢化や情報化の急速な進展、人々のライフスタイルや価値観の多様化等社会情勢が変化する中、互いの違いや多様な生き方を尊重する社会を次世代につなぐために、すべての人々が性別や年齢にかかわりなく、喜びと責任を分かち合い、誰もが自分らしく生きるための男女平等社会の実現を目指して、この条例を制定する。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、男女平等の推進について、基本理念を定め、東京都台東区（以下「区」という。）、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、区の施策の基本となる事項を定めることにより、男女平等の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。）を総合的、継続的かつ効果的に推進し、すべての区民が、あらゆる分野においてジェンダーに捉われず、自立した個人としての人権が尊重される男女平等社会を実現することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等社会 男女が、自らの尊厳を保ち、その個性と能力を発揮し、性別にかかわらず個人として尊重され、対等な立場であらゆる活動に参画し、責任を分かち合う社会をいう。
- (2) 男女 年齢にかかわらず、すべての生物学的又は心理的性別（性自認及び性的指向を含む。）の者をいう。
- (3) 区民 区内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。
- (4) 事業者 区内において事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快若しくは不安にさせる性的な言動により個人及び周囲の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応に起因して、当該個人に不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等又は交際相手からの身体的な暴力、精神的な暴力若しくは性的な

暴力をいう。

- (7) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会について、性別による格差が生じているとみられる場合に、その格差を改善するために、必要な範囲において、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (8) ジェンダー 生物学的な性差とは異なる社会的又は文化的に形成された性差をいう。
- (9) メディア・リテラシー メディアが伝える様々な情報を主体的に取捨選択し、客観的に活用する能力及びメディアを適切に選択して発信する能力をいう。

(基本理念)

第3条 区は、次に掲げる事項を基本として、男女平等を推進するものとする。

- (1) 男女が、性別による固定的な役割分担の意識に捉われることなく、その個性と能力を十分に發揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。
- (2) 男女が、性別にかかわりなく社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (3) 男女が、性別にかかわりなく個人として尊重され、性別による差別的な取扱いや暴力を根絶すること。
- (4) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭、地域及び職場における活動の調和のとれた生活を営むことができること。
- (5) 男女が、互いの性を理解し、尊重し合い、性と生殖に関する健康と理解を認め合い、共に健康な生活を営むことができること。
- (6) 学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育の場において、男女平等社会を支える意識の形成に向けた取組が行われること。
- (7) 国際社会及び国内における男女平等の推進に係る取組を積極的に理解すること。

(区の責務)

第4条 区は、前条に規定する基本理念に基づき、男女平等施策の総合的かつ効果的な推進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 区は、男女平等を推進するに当たり、区民、事業者、国及び他の地方公共団体その他関係機関等と連携し、及び協力するものとし、区民、事業者、地域団体等による活動の支援、相談、情報収集、情報提供その他の男女平等施策の推進を積極的に行うものとする。

(区民の責務)

第5条 区民は、男女平等について理解を深め、家庭、学校、職場、地域等社会のあらゆる分野の活動において男女平等を推進するよう努めるものとする。

- 2 区民は、区が実施する男女平等を推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女平等について理解を深め、その事業活動において男女平等を推進し、男女が家庭、地域及び職場における活動の調和のとれた生活を営むことができるよう努めるものとする。

- 2 事業者は、区が実施する男女平等を推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(禁止事項等)

第7条 何人も、家庭、学校、職場、地域等において、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、性的虐待、性別（性自認及び性的指向を含む。）に起因する差別的な取扱いその他の性別に起因する人権侵害を行ってはならない。

- 2 何人も、情報の流通に当たっては、前項に規定する性別に起因する人権侵害又は固定的な役割分担の意識を助長し、又は是認させる表現を用いないよう配慮しなければならない。

第2章 基本的施策 (計画の策定)

第8条 区は、男女平等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「推進計画」という。)を策定し、これを公表するものとする。

- 2 推進計画の策定に当たっては、あらかじめ第14条第1項に規定する「はばたきプラン21」推進会議の意見を聞くものとする。
- 3 区は、推進計画に基づく男女平等に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(広報及び啓発並びに教育に対する支援)

第9条 区は、区民及び事業者が男女平等の推進に関し理解を深めるよう、広報及び啓発を行ふものとする。

- 2 区は、学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育の場において、男女平等社会を支える意識の形成に向けた取組に対する必要な支援を行うとともに、メディア・リテラシーの育成に努めるものとする。
- 3 第1項に規定する広報及び啓発並びに前項に規定する支援を行うため、区は、必要な調査研究並びに情報の収集及び提供に努めるものとする。

(家庭と社会活動の調和)

第10条 区は、区民が性別にかかわりなく、家庭、地域及び職場における活動の調和のとれた生活を営みながら、多様な生き方を選択し、実現できるよう努めるものとする。

(雇用の分野における男女平等の推進)

第11条 区は、雇用の分野における男女平等を推進するため、事業者に対し、情報の提供その他必要な支援に努めるものとする。

(災害対応における配慮)

第12条 区は、災害等への対応(災害等の発生に備える対策を含む。)においては、男女の視点に配慮するものとする。

(拠点施設)

第13条 区は、東京都台東区生涯学習センター条例(平成13年6月台東区条例第55号)第2条に規定する東京都台東区立男女平等推進プラザを男女平等に関する施策を推進するための拠点施設とする。

第3章 「はばたきプラン21」推進会議等 (推進会議)

第14条 区は、「はばたきプラン21」推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

- 2 推進会議は、次に掲げる事項について協議し、その結果を東京都台東区長(以下「区長」という。)に報告するものとする。
 - (1) 区における男女平等の推進に関すること。
 - (2) 推進計画の進捗状況に関すること。
 - (3) その他男女平等を推進する施策に関し区長が必要と認める事項

(苦情申立て)

第15条 区民及び事業者は、区に対し、区が関与する男女平等に関する施策に係る苦情を申し立てることができる。

- 2 区は、前項の規定による苦情の申立てがあった場合は、必要に応じ推進会議の意見を聞いて、処理するものとする。
- 3 区は、第1項に規定する苦情の処理に当たっては、当該苦情を申し立てた者に係る情報を保護するとともに、公平かつ適切に行うものとする。

第4章 雜 則

(委 任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

台東区人権・多様性推進委員会設置要綱

(設 置)

第1条 台東区における人権・男女共同参画・多文化共生に関する行政施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、台東区人権・多様性推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 人権行政施策の総合調整に関すること。
- (2) 台東区男女平等推進行動計画への取組に関すること。
- (3) 多文化共生推進プランへの取組に関すること。
- (4) その他人権・男女共同参画・多文化共生に関する行政の推進に関し、必要と認める事項

(構 成)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1)委員長 副区長
- (2)委員 教育長、企画財政部長、総務部長、危機管理室長、区民部長、文化産業観光部長、福祉部長、健康部長、台東保健所長、環境清掃部長、都市づくり部長、教育委員会事務局次長及び生涯学習推進担当部長

(委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を統括する。

- 2 委員長に事故があるときは、その職務を総務部長が代理する。

(会 議)

第5条 委員長は、必要に応じて会議を招集し、これを主宰する。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(幹事会)

第6条 必要な事項を調査、検討するため、委員会に下部組織として幹事会を置く。

- 2 幹事会の構成は別表のとおりとし、総務部長を幹事長とする。
- 3 幹事会は、幹事長が招集し、これを主宰する。

- 4 幹事会は、必要に応じて作業部会を置くことができる。作業部会の運営その他必要な事項は、別に定める。
- 5 幹事長は、必要があると認めたときは、幹事会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、総務部人権・多様性推進課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は平成12年4月1日から施行する。

この要綱は平成14年4月1日から施行する。

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

この要綱は令和5年8月1日から施行する。

別 表

幹事会構成表

	職名		職名
幹事長	総務部長	幹事	福祉課長
幹事	企画課長		健康課長
	財政課長		環境課長
	総務課長		都市計画課長
	人事課長		庶務課長
	危機・災害対策課長		生涯学習課長
	区民課長		人権・多様性推進課長
	文化振興課長		

「はばたきプラン21」推進会議委員名簿

任期：令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

役職	氏名	備考
会長	手打 明敏	筑波大学名誉教授
副会長	池谷 美衣子	東海大学総合教育センター准教授
委員	針谷 玲子	白百合女子大学人間総合学部教授
委員	富永 貴公	男女平等推進プラザ運営委員会 委員 都留文科大学教養学部准教授
委員	榎本 令子	男女平等推進プラザ運営委員会 委員
委員	木寺 昌彦	東京都労働情報相談センター亀戸事務所 所長
委員	三枝 恵真	台東区法曹会 弁護士
委員	會場 貴子	台東区立小学校PTA連合会 大正小学校PTA会長
委員	松谷 弘子	台東区町会連合会 入谷地区町会連合会女性部長
委員	根岸 純一	台東区商店街連合会 広報誌編集委員長
委員	永田 晴久	台東区社会教育委員
委員	牧田 としみ	台東区民生委員・児童委員協議会 浅草橋地区会長
委員	宇田川 靖子	東京人権擁護委員協議会 台東地区委員会 副幹事長
委員	井上 剛	公募委員（区民）
委員	木村 久美子	公募委員（区民）
委員	高野 綾美	公募委員（区民）

(敬称略)

台東区人権・多様性推進委員会名簿

推進委員会

氏 名	職 名
野村 武治(委員長)	副区長
佐藤 徳久	教育長
関井 隆人	企画財政部長
梶 靖彦	総務部長
杉光 邦彦	危機管理室長
鈴木 慎也	区民部長
内田 円	文化産業観光部長
佐々木 洋人	福祉部長
水田 渉子	健康部長(台東保健所長)
小川 信彦	環境清掃部長
寺田 茂	都市づくり部長
前田 幹生	教育委員会事務局次長
三瓶 共洋	生涯学習推進担当部長

幹事会

氏 名	職 名
梶 靖彦(幹事長)	総務部長
吉本 由紀	企画財政部参事(企画課長事務取扱)
高橋 由佳	財政課長
福田 健一	総務課長
浦里 健太郎	人事課長
櫻井 洋二	危機・災害対策課長
齊藤 明美	区民課長
川口 卓志	文化振興課長
古屋 和世	福祉課長
大網 紀恵	健康課長
勝海 朋子	環境課長
反町 英典	都市計画課長
山田 安宏	(教)庶務課長
吉江 司	生涯学習課長
河野 友和	人権・多様性推進課長

作業部会

氏 名	職 名	氏 名	職 名
上條 公照	企画課企画担当係長	菊嶋 良	高齢福祉課
沖本 将平	財政課財政担当係長	桂田 亜由武	介護予防・地域支援担当係長
松浦 研次	総務課総務係長	中前 譲奈	介護保険課介護保険担当係長
加藤 卓也	人事課人事担当係長	上野 広美	障害福祉課障害福祉担当係長
栗山 大	危機・災害対策課 危機・災害対策担当係長	石井 彰	保護課相談係長
倉片 康一	区民課区民係長	佐々木 隆志	保健予防課保健予防担当係長
吉次 貴昭	子育て・若者支援課 子育て・若者支援担当係長	池田 泉	保健サービス課
市川 泰徳	子ども家庭支援センター 担当係長	行木 渉	環境課環境担当係長
染谷 敬之	文化振興課文化振興担当係長	佐藤 浩一	都市計画課都市計画担当係長
白鳥 良	産業振興課産業振興担当係長	中里 悠	(教)庶務課庶務係長
池田 尚人	福祉課庶務係長	柳原 知子	児童保育課保育運営係長
伊藤 正子	高齢福祉課高齢福祉担当係長	松村 英治	指導課指導主事
		近藤 敏行	生涯学習課生涯学習担当係長

事務局(人権・多様性推進課)

氏 名	職 名	氏 名	職 名
河野 友和	人権・多様性推進課長	茂戸藤 碧	男女平等推進プラザ主事
鈴木 美咲	男女平等推進プラザ長	小野寺 竜海	男女平等推進プラザ主事

パブリックコメント実施結果

「台東区男女平等推進行動計画 はばたきプラン 21（中間のまとめ）」について、パブリックコメントを実施し、区公式ホームページや各区民事務所などで中間のまとめの閲覧、意見の受付を行い、広く区民等からご意見を募りました。

意見募集期間	令和6年12月17日～令和7年1月7日
意見受付場所	区公式ホームページ、各区民事務所・分室・地区センター、生涯学習センター、人権・多様性推進課、男女平等推進プラザ
意見受付件数	4人 14件

<意見受付件数の内訳>

種 別		件 数
第1章 計画の基本的考え方		0件
第2章	基本目標1	あらゆる分野への男女平等参画の推進
	基本目標2	職業生活における女性の活躍推進
	基本目標3	誰もが安心して暮らせる環境の整備
	計画推進の基盤	ジェンダーの視点による区政運営の推進
全体、その他		1件
合 計		14件

男女平等参画のあゆみ 年表

(国際婦人年以降)

年	国連	国	東京都	台東区
1975年 (昭和 50 年)	・国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進会議開催		
1976年 (昭和 51 年)			・都民生活局婦人計画課設置	
1977年 (昭和 52 年)		・「国内行動計画」策定 ・「国立婦人教育会館」(現・国立女性教育会館)設置		
1978年 (昭和 53 年)			・婦人問題解決のための東京都行動計画(S 54~60 年度)策定	・婦人センター建設の請願趣旨採択
1979年 (昭和 54 年)	・国連第 34 回総会 「女子差別撤廃条約」採択			
1980年 (昭和 55 年)	・「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン) ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	・「女子差別撤廃条約」署名		
1981年 (昭和 56 年)		・「国内行動計画後期重点目標」策定		
1982年 (昭和 57 年)				
1983年 (昭和 58 年)			・婦人問題解決のための新東京都行動計画「男女の平等と共同参画へのとうきょうプラン」(S 58~H 2 年度)策定	・婦人センター早期建設の陳情受理
1984年 (昭和 59 年)		・女子差別撤廃条約への批准に向けた「国籍法」の改正		
1985年 (昭和 60 年)	・「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議 ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・女子差別撤廃条約への批准に向けた「男女雇用機会均等法」の公布、「労働基準法」の改正、「家庭科教育に関する検討会議」報告 ・「女子差別撤廃条約」批准		
1986年 (昭和 61 年)		・婦人問題企画推進本部拡充(構成を全省庁に拡大) ・婦人問題企画推進有識者会議開催		・「婦人問題調査報告書」作成
1987年 (昭和 62 年)		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定		・婦人問題担当主査を設置

年	国連	国	東京都	台東区
1988年 (昭和 63 年)		・女子差別撤廃条約実施状況第1回報告審議		・「婦人問題に関する台東区民意識調査」実施
1989年 (平成元年)				・啓発誌の発行(以後毎年一回)
1990年 (平成 2 年)	・国連婦人の地位委員会拡大会期 ・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			
1991年 (平成 3 年)		・「育児休業法」の公布	・女性問題解決のための東京都行動計画「21世紀へ男女平等推進とうきょうプラン」(H3～12年度)策定	・「台東区女性関係行政推進検討委員会」設置
1992年 (平成 4 年)				・「台東区女性総合プラン策定会議」設置 ・「女性問題に関する台東区民意識調査」実施
1993年 (平成 5 年)	・世界人権会議(ウェイーン)、女性に対する暴力撤廃宣言	・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法)の公布		・台東区女性総合プラン策定会議「台東の女性たちのはばたき—男女の自立と平等をめざして—」提言
1994年 (平成 6 年)	・国際人口開発会議(カイロ)行動計画採択	・男女共同参画室・男女共同参画審議会(政令) ・男女共同参画推進本部設置 ・女子差別撤廃条約実施状況第2回及び第3回報告審議		・「台東区女性行動計画 はばたきプラン21」(H6～11年度)策定 ・「女性施策推進係」設置 ・『はばたきプラン21』推進会議設置 ・女性団体および個人の登録制度の開始 ・たいとうフォーラム事業の開始
1995年 (平成 7 年)	・第4回世界女性会議－平等、開発、平和のための行動(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」を「育児休業・介護休業法」への改正(介護休業制度の法制化)	・東京ウイメンズプラザ開設	・相談事業の開始
1996年 (平成 8 年)		・男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定		・女性ニュース事業の開始 ・たいとうフォーラムを実行委員会形式に変更
1997年 (平成 9 年)		・男女共同参画審議会設置(法律) ・「介護保険法」公布		・「男女平等に関する台東区民意識調査」実施

年	国連	国	東京都	台東区
1998年 (平成10年)			・男女平等推進のための東京都行動計画「男女が平等に参画するまち東京プラン」(H10~19年度)策定	
1999年 (平成11年)		・「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布、施行		・「はばたきプラン21」推進会議「台東の女性たちのはばたき—男女の自立と平等を基礎とした多様性と連帶の社会の実現—」提言
2000年 (平成12年)	・国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク) ミレニアム開発目標(MDGs)設定 (目標3:ジェンダー平等推進と女性の地位向上) ・「女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第1325号」採択	・「男女共同参画基本計画」閣議決定	・「東京都男女平等参画基本条例」成立・施行	・「台東区男女平等推進行動計画「はばたきプラン21」(H12~21年度)策定 ・「台東区人権・男女共同参画推進委員会」設置
2001年 (平成13年)		・男女共同参画会議及び男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ・第1回男女共同参画週間(以降、毎年実施) ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定		・「男女平等推進プラザ(はばたき21)」開設(教育委員会所管)
2002年 (平成14年)		・アフガニスタン復興支援国際会議(東京開催)「女性の地位向上」が日本が重点的に貢献すべき事項となる ・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催	・男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス&サポート東京プラン2002」(H14~18年度)策定 ・配偶者暴力相談支援センター業務開始	
2003年 (平成15年)		・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ・女子差別撤廃条約実施状況第4回及び第5回報告審議 ・「少子化社会対策基本法」公布、施行 ・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行		

年	国連	国	東京都	台東区
2004年 (平成16年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正		
2005年 (平成17年)	・国連「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定		・「男女平等推進プラザ(はばたき21)」(総務部所管へ改組)
2006年 (平成18年)		・「男女雇用機会均等法」改正 ・第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	・「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定(H18~20年度)	
2007年 (平成19年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「パートタイム労働法」改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス&サポート東京プラン2007」(H19~23年度)改定	・「男女平等に関する台東区民意識調査」実施
2008年 (平成20年)				
2009年 (平成21年)		・「育児・介護休業法」改正 ・女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議	・「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定(H21~23年度)	・「はばたきプラン21」推進会議答申「台東区男女平等推進行動計画の改定にあたっての基本的な考え方について」
2010年 (平成22年)	・国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク) ・国連グローバル・コンパクト(UNGC)とUNIFE(現UN Women)が女性のエンパワーメント原則(WEPs)を共同で作成	・APEC第15回女性リーダーズネットワーク(WLN)会合(東京開催) ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定		・「台東区男女平等推進行動計画 はばたきプラン21」(H22~26年度)策定
2011年 (平成23年)	・UN Women正式発足			

年	国連	国	東京都	台東区
2012年 (平成 24 年)	・第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択		・男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス&サポート東京プラン 2012」(H 24～28 年度)改定 ・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定 (H 24～28 年度)	
2013年 (平成 25 年)		・若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(平成 26 年 1 月施行) ・「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる。		・「男女平等に関する台東区民意意識調査」実施
2014年 (平成 26 年)	・第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「パートタイム労働法」改正 ・「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(WAW! Tokyo 2014) 開催(以降、毎年開催)		・「はばたきプラン 21」推進会議答申「台東区男女平等推進行動計画の改定にあたっての基本的な考え方について」 ・「東京都台東区男女平等推進基本条例」制定(施行は翌年 1 月)
2015年 (平成 27 年)	・国連「北京+20」記念会合(第 59 回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)) ・第 3 回国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組」採択 ・UN Women 日本事務所開設 ・「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(SDGs)採択(目標 5: ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う)	・「女性活躍加速のための重点方針 2015」策定(以降、毎年策定) ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布、一部施行(翌年、全面施行) ・「第 4 次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・安保理決議 1325 号等の履行に関する「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定		・「台東区男女平等推進行動計画 はばたきプラン 21」(H 27～R 元年度)策定 ・配偶者暴力相談支援センター業務開始
2016年 (平成 28 年)	・G7 伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のための G7 行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」に合意	・女子差別撤廃条約実施状況第 7 回及び第 8 回報告審議 ・「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正	・「東京都女性活躍推進白書」策定	

年	国連	国	東京都	台東区
2017年 (平成 29 年)		・刑法改正（強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等）	・「東京都男女平等推進総合計画（東京都女性活躍推進計画、東京都配偶者暴力対策基本計画）」策定（H29～R3 年度）	
2018年 (平成 30 年)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 ・「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」の策定	・「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念実現のための条例」成立・施行	・「男女平等に関する台東区民意識調査」実施
2019年 (平成 31 年/ 令和元年)	・W20 日本開催（第 5 回 WAW! と同時開催）	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等改正	・「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」策定	・「はばたきプラン 21」推進会議答申「台東区男女平等推進行動計画の改定にあたっての基本的な考え方について」 ・区議会が「選択的夫婦別姓制度について国会審議を求める意見書」を内閣総理大臣に提出
2020年 (令和 2 年)		・「第 5 次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を決定		・「台東区男女平等推進行動計画 はばたきプラン 21」（R2～6 年度）策定
2021年 (令和 3 年)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」等改正 ・「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021」策定（以降、毎年策定）		
2022年 (令和 4 年)		・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布 ・「AV出演被害防止・救済法」公布・施行	・「東京都男女平等推進総合計画（東京都女性活躍推進計画、東京都配偶者暴力対策基本計画）」策定（R4～R8） ・「東京都パートナーシップ宣誓制度」創設	

年	国連	国	東京都	台東区
2023年 (令和5年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」公布・施行 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」策定(R5～R9) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女平等に関する台東区民意識調査」実施
2024年 (令和6年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」策定(R6～R10) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「はばたきプラン21」推進会議答申「台東区男女平等推進行動計画の改定にあたっての基本的な考え方について」 ・区議会が「女子差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書」を内閣総理大臣に提出
2025年 (令和7年)				<ul style="list-style-type: none"> ・「台東区男女平等推進行動計画「はばたきプラン21」(R7～11年度)策定

台東区男女平等推進行動計画 はばたきプラン 21

発行年月 令和7年3月（令和6年度登録第77号）

発行 台東区

編集 台東区 総務部 人権・多様性推進課

〒110-8615 東京都台東区東上野4丁目5番6号

電話 03(5246)5816

